

せい かつ ほ ご の し お り 生 活 保 護 の し お り

とし しゅうにゆう
年をとって、収 入 が ない

びょうき しょうがい はたら
病 気 や 障 害 で、働 け ない

しゅうにゆう すく せいかつ
収 入 が 少 なく、生 活 で き ない

しゅうにゆう すく いりょうひ しはら こま
収 入 が 少 なく、医 療 費 の 支 払 い に 困 っ て い る

このような方は、^{かた}福祉事務所、^{ふくしじむしょ}町村役場、^{ちょうそんやくば}民生委員に相談してください。

ぐん ま けん
群 馬 県

もく 目

じ 次

● 生活保護とは……………	1
● 保護を受けることは国民の権利です……………	1
● 保護を受けるうえで必要なこと……………	2
● 保護を受けるうえで優先すること……………	2
● 保護を受けるまでの手続は……………	3
● 保護はこんなときに受けられます……………	4
● 最低生活費とは……………	4
● 収入とは……………	4
● 保護の種類は……………	5
● 保護受給中に減額・免除されるもの……………	6
● 権利として保障されること……………	6
● 保護受給中に守っていただくこと……………	7
● 次のようなときは、すぐ届け出てください……………	7
● 保護費の返還……………	8
● 次のようなときは、相談してください……………	8
● 医療機関などにかかるときは……………	9
● 民生委員とケースワーカー……………	10
● 生活保護の実施機関(福祉事務所)一覧表……………	12



せい かつ ほ ご 生活保護とは

じんせい ねん じだい いっしゅう

人生80年の時代。一生のうちには、よいとき、わるいとき、いろいろなことがあります。

しごと せいかつ くる びょうき いりょうひ しはら こま とし
けがをしたり、仕事をなくしたりして生活が苦しいとき、病気になり医療費の支払いに困るとき、年をとり 収入が少なく生活が苦しいときなど.....。

せいかつ ほ ご じぶん のうりよく しさん かつよう て
生活保護とは、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手をつくしても、

せいかつ ばあい かにい せたい せいかつ えんじょ くに きじゅん したが かね
なお生活ができない場合に、あなたの家庭（世帯）の生活を援助するために、国の基準に従い、お金の物を支給する制度です。

いちいち はや じぶん ちから く まいにち
そして、一日も早く自分たちの力で暮らしていけるように、また、毎日の暮らしに“はり”をもっ

ていただけるように手助けをする制度です。

ほ ご う こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です

にほんこくけんぽう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ いとな けんり ゆう さだ
日本国憲法は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めて

わたし だれ せいかつ こま せいかつほごほう さだ じょうけん けんり せいかつ ほ ご
おり、私たちは誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができるのです。

せいかつ こま かに かた ちか ふくしじむしょ ちょうそんやくば みんせいいいん そうだん
生活にお困りの方は、お近くの福祉事務所、町村役場、民生委員にぜひ相談してください。

かんが えんじょ
ともに考え、できるかぎりの援助をします。

せいかつ ほ ごせいど せつめい
この「しおり」は、生活保護制度についてわかりやすく説明したものです。

よ せいど りかい ぶか
よく読んで制度についての理解を深めてください。

ほごう 保護を受けるうえで必要なこと

もし、あなたが生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

◎あなたやあなたの家族(世帯)で、働ける人は能力に応じて働いてください。

◎保有する現金や預貯金は活用してください。

◎生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用する必要があります。

なお、解約前には福祉事務所に相談してください。

◎社会保障制度（老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童

扶養手当、介護保険、障害者総合支援法など）を活用してください。

◎自動車の保有は原則として認められません。

また、他人名義の自動車を使用することも認められません。

◎貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。

◎利用していない土地、家屋などの資産は、原則として処分するなど活用してください。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）を活用できる場合は、活用してください。

◎暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。

ほごう 保護を受けるうえで優先すること

◎扶養義務者の扶養（親、兄弟姉妹、子ども等からの援助）を受けられる場合は、生活保護に優先して受けてください。なお、扶養は可能な範囲で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。

★くわしい内容については、福祉事務所（12ページ参照）におたずねください。

ほごう てつづ 保護を受けるまでの手続きは

そう だん 相 談

せいかつ こま せいかつ ほご き 生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、お住まいの地域の福祉事務所、町 村 役場、民生委員に相談してください。

しん せい 申 請

ふくしじむしょ ちょうそんやくば しんせいてつづ 福祉事務所、町 村 役場で申請手続きをしてください。

ちょう さ 調 査

しんせい ふくしじむしょ 申請されますと、福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅にお伺いするなどして調査させていただきます。

●調査する主なことは

- かぞく せたい しゅうにゅう 家族の(世帯)収入がどれくらいか。
- さしあたって、暮らしに必要なの資産を活用する方法はないか。
- はたら しゅうにゅう え みち 働いて収入を得られる道はないか。
- びょうき しょうがい 病気や障害の状況はどうか。
- おや きょうだいしまい こ どもからの えんじょ う 親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- ねんきん てあて きゅうふ う 年金、手当などの給付は受けられないか。 などです。

そのほか、必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、保険会社など）に調査をします。

けつ てい 決 定

ちょうさ くに さだ きじゆん けいざん せたい 調査にもとづき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

※ くわしくは、次のページで説明しています。

つう ち 通 知

ほごう ばあい 保護が受けられる場合 …あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

ほごう ばあい 保護が受けられない場合 …あなたに保護申請却下通知書をお渡しします。

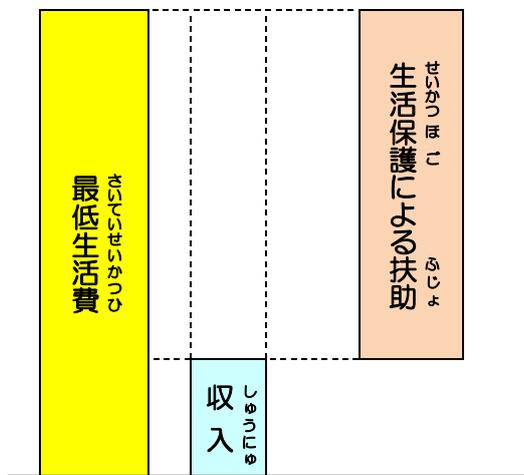
※ ほごう しんせい ひ にちいない ちょうさ じかん よう 保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知します。

ほご 保 護 は こ の よ う な と き に う 受 け ら れ ま す

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

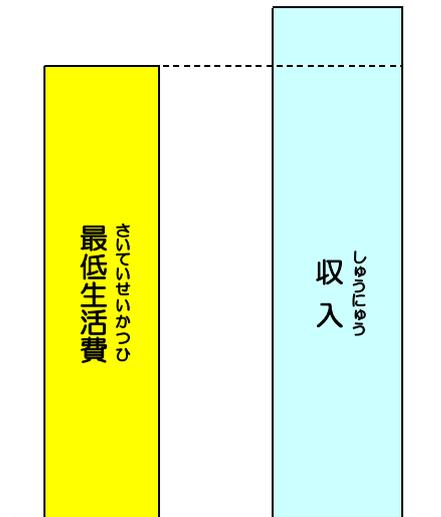
【保護が受けられる場合】

収入が最低生活費を下回る場合は、その不足分が生活保護費として支給されます。



【保護が受けられない場合】

収入が最低生活費を上回る場合、生活保護は受けられません。



- 最低生活費とは

あなたの世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国が定めた基準により計算した1カ月分の生活費です。

- 収入とは

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

ほご しゅるい 保護の種類は

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ くに さだ きじゆん しきゆう
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。



せいかつふじょ
生活扶助…… た 食べるもの、 き もの 着る物、 でんき 電気、 ガス、 すいどう 水道などの 日 常の暮らしの
ひよう
ための費用



きょういくふじょ
教育扶助…… がくようひん 学用品、 きょうざいひ 教材費、 きゅうしよくひ 給食費、 がっきゅうひ 学級費などの義務教育のための費用



じゅうたくふじょ
住宅扶助…… やちん 家賃、 ちだい 地代や じゅうたく 住宅の補修などの費用



いりょうふじょ
医療扶助…… びょうき 病気やけがのため 医者に かかる費用



かigoふじょ
介護扶助…… きょたく 居宅、 しせつかいご う 施設介護を受けるための費用



しゅっさんふじょ
出産扶助…… さん お産をするための費用



せいぎょうふじょ
生業扶助…… しごと 仕事につくための費用、 ひよう 技能や技術を身につけるための費用、 ひよう 高等学校の
しゅうがくひよう
就学費用



そうさいふじょ
葬祭扶助…… そうさい ひよう
葬祭の費用

なお、 しょう 小・中学校の しょうがく 入学準備、 にゅうがくじゆんび 出産準備など 臨時的に 必要な費用を支給することができる場合があります。

ほごじゅきゅうちゅうげんがくめんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの

つぎ ひよう せいかつ ほごじゅきゅうちゅうげんがくめんじょたいしやう
次のような費用は、生活保護受給中は減額または免除の対象となりますので、福祉事務所または
ちやうそんやくば
町 村 役場におたずねください。

- こくみんねんきん ほけんりやう
国民年金の保険料
- ほいくえん ほいくりやう
保育園の保育料
- NHKの受信料
じゅしんりやう
- こていしさんぜい
固定資産税
- ちやうそんみんぜい けんみんぜい
市町村民税・県民税

けんり ほしょう 権利として保障されること

1. せいとう りゆう ほごひへ ほごう
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
2. ほごひ せいかつ ほご しきゆう ぜいきん さお
保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
3. ふくしじむしょ ほご しんせい きやつか ほご へんこう ていし はいし けつてい ふふく
福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、
けつてい し ひ よくじつ かぞ つきいぬい けんちじ たい ふふく もう
決定があったことを知った日の翌日から数えて3月以内に県知事に対して不服の申し
た しんさせいきゆう
立て（審査請求）をすることができます。



ほごじゅきゅうちゅうまも 保護受給中に守っていただくこと

1. 生活のむだをなくし、生活の維持向上に努めてください。
2. 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
3. 病気の人は、早く治るよう治療を受けてください。
4. 生活保護を受ける権利を他人にゆずることはできません。
5. 収入申告書は、収入がなくとも定期的に提出してください。
あなたの生活の維持、向上その他の目的で福祉事務所が指導・指示をしたときは、守ってくだ
さい。

※ 正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をするこ
とがあります。

つぎ 次のようなときは、すぐ届け出てください

1. 家族が増えるとき、減ったとき
2. 収入があったとき、増えたとき、また、減ったとき
(世帯主以外の方の収入も届け出る義務があります。高校生のアルバイト収入なども届け出
が必要です。)
3. 家賃が変わるとき
4. 仕事についたり、仕事が変わったり、仕事をやめたとき
5. 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
6. 年金や手当を受けるようになったとき、受けられなくなったとき
7. 医療機関にかかるとき、かからなくなったとき
8. 交通事故などの災害にあったとき
9. 引っ越しをしようとするとき
10. 長く家をあけるとき
11. その他、生活の状態が変わったとき

※ 届け出が遅れたり、間違った届け出をしたため、余分に生活保護のお金や品物を受けたときは、そ
の分を返していただくこととなります。

ほごひ へんかん 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費を含みます）を返していただく必要があります。

たとえば次のような場合です。

1. 働いていることや給料などの収入を申告していなかったとき（高校生のアルバイト収入なども含みます。）
2. 保有を認められない資産を売却したとき
3. 生命保険の解約返戻金や保険金を受けとったとき
4. 各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき
5. 交通事故の示談金・補償金等を受けとったとき

※ 事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

つぎ そうだん 次のようなときは、相談してください

1. 妊娠したとき。子どもが生まれたとき
2. 働くために技能習得を必要とするとき
3. 葬祭を行うとき
4. 介護用のおむつが必要なとき
5. 転居が必要なとき
6. 特別に交通費が必要なとき
7. 小・中・高等学校の入学準備費用が必要なとき
8. 眼鏡等の医療用具が必要なとき
9. その他、何か困ったことがあるとき

い りょう き かん 医 療 機 関 など に か か る と き は

1. 病 院 ・ 医 院 に か か る と き は、「医 療 券」ま た は「診 療 依 頼 書」が 必 要 で す。印 鑑 を 持 っ て 福 祉 事 務 所
ま た は 町 村 役 場 に お い で く だ さ い。
病 院 ・ 診 療 所 に 提 出 し て 受 診 し て く だ さ い。
2. 健 康 保 険 を 使 え る 方 も 同 様 に「医 療 券」ま た は「診 療 依 頼 書」の 交 付 を 受 け て、保 険 証 を そ え て
病 院 ・ 診 療 所 に 提 出 し て 受 診 し て く だ さ い。
3. 受 診 す る と き は、生 活 保 護 法 で 指 定 さ れ て い る 病 院 ・ 診 療 所 で 受 診 し て く だ さ い。
4. 柔 道 整 復（接 骨 院）、あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ、は り ・ き ゅ う に か か る 場 合 に は、あ ら か じ め ケ ー ス ワ
ー カ ー に 相 談 し て く だ さ い。
5. 休 日 や 夜 間 な ど に 急 病 で 受 診 す る と き は、福 祉 事 務 所 か ら 交 付 さ れ た「保 護 決 定 通 知 書」な ど
に よ り 保 護 を 受 け て い る こ と を 窓 口 で 説 明 し て 受 診 し て く だ さ い。
な お、こ の 場 合 は、後 日、福 祉 事 務 所 に 連 絡 し て く だ さ い。
6. 修 学 旅 行 や 林 間 学 校 ・ 臨 海 学 校 な ど 学 校 行 事 に 参 加 す る と き は、福 祉 事 務 所 で 修 学 旅 行 等 用 の
受 給 者 証 を 交 付 し ま す。学 校 か ら の 通 知 を そ え て 申 し 出 て く だ さ い。
7. そ の 他
 - 「医 療 券」な ど を 福 祉 事 務 所 に 取 り に 来 ら れ ない と き は、必 ず ケ ー ス ワ ー カ ー に 連 絡 し て く
だ さ い。
 - 健 康 診 断 を 受 け る と き や 診 断 書 が 必 要 な と き は、ケ ー ス ワ ー カ ー に 相 談 し て く だ さ い。
 - 病 気 が 治 り 受 診 し な く な っ た ら 必 ず ケ ー ス ワ ー カ ー に 連 絡 し て く だ さ い。

こ く 民 健 康 保 険 に 加 入 し て い る 方 が 生 活 保 護 を 受 け る こ と に な っ た 場 合、医 療 費 は

生 活 保 護 か ら の 全 額 給 付 と な り ま す の で、保 険 証 を 町 村 役 場 に 返 還 し て く だ さ い。

民生委員とケースワーカー

● 民生委員

民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。

生活に困った方や悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

秘密を守りますので安心して相談してください。

● ケースワーカー

福祉事務所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況をお聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活できるよう助言や指導を行います。

あなたの家庭を訪問したときに、あなたが不在の場合は連絡票をおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密を守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。



A large rectangular area with horizontal dashed lines, intended for taking notes. The lines are evenly spaced and run across the width of the page.

せいかつほご じっしきかん ふくしじむしょ いちらんひょう
生活保護の実施機関（福祉事務所）一覧表

ぐんぶ けんほけんふくしじむしょ しふ しふくしじむしょ しやくしょ かんかつ
郡部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所（市役所）が管轄となります。

福祉事務所	所在地	電話番号	生活保護所管区域
県保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所 372-0024 伊勢崎市下植木町 499	(0270)25-5570	榛東村、吉岡町、 玉村町
	富岡保健福祉事務所 370-2454 富岡市田島 343-1	(0274)62-1541	上野村、神流町、 下仁田町、南牧村、 甘楽町
	吾妻保健福祉事務所 377-0425 中之条町大字西中之条 183-1	(0279)75-3303	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町
	利根沼田保健福祉事務所 378-0031 沼田市薄根町 4412	(0278)23-2185	片品村、川場村、 昭和村、みなかみ町
	館林保健福祉事務所 374-0066 館林市大街道 1-2-25	(0276)72-3230	板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、 邑楽町

福祉事務所	所在地	電話番号	生活保護所管区域
市福祉事務所（市役所）	前橋市福祉事務所 （前橋市社会福祉課） 371-8601 前橋市大手町 2-12-1	(027)224-1111	前橋市内全域
	高崎市福祉事務所 （高崎市社会福祉課） 370-8501 高崎市高松町 35-1	(027)321-1111	高崎市内全域
	桐生市福祉事務所 （桐生市福祉課） 376-8501 桐生市織姫町 1-1	(0277)46-1111	桐生市内全域
	伊勢崎市福祉事務所 （伊勢崎市社会福祉課） 372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410	(0270)24-5111	伊勢崎市内全域
	太田市福祉事務所 （太田市社会支援課） 373-8718 太田市浜町 2-35	(0276)47-1111	太田市内全域
	沼田市福祉事務所 （沼田市社会福祉課） 378-8501 沼田市下之町 888	(0278)23-2111	沼田市内全域
	館林市福祉事務所 （館林市社会福祉課） 374-8501 館林市城町 1-1	(0276)72-4111	館林市内全域
	渋川市福祉事務所 （渋川市地域包括ケア課） 377-8501 渋川市石原 80	(0279)22-2111	渋川市内全域
	藤岡市福祉事務所 （藤岡市福祉課） 375-8601 藤岡市中栗須 327	(0274)22-1211	藤岡市内全域
	富岡市福祉事務所 （富岡市福祉課） 370-2392 富岡市富岡 1460-1	(0274)62-1511	富岡市内全域
	安中市福祉事務所 （安中市福祉課） 379-0192 安中市安中 1-23-13	(027)382-1111	安中市内全域
	みどり市福祉事務所 （みどり市社会福祉課） 379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	(0277)76-2111	みどり市内全域

せいかつ ほご せいど ほごじゆきゆうちゆう けんり ぎむ
生活保護の制度や保護受給中の権利・義務について

ふくしじむしょ たんとう し
福祉事務所 担当 氏より

せいかつ ほご そ せつめい う ないよう
「生活保護のしおり」に添って説明を受け、その内容を
りかい
理解しました。

ねん がつ 日にち
年 月 日

じゆうしょ
住所

しめい
氏名

ふくしじむしょちょう さま
福祉事務所長 様

さんこう せいかつほごほう
(参考)生活保護法

だい じょう ひ ほごしゃ しゅうにゆう ししゅつ た せいけい じょうきょう へんどう また
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は

きょじゅうちも せたい こうせい いどう ほご じっしきかんまた ふくしじむ
居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務

しょちょう むね とど で
所長にその旨を届け出なければならない。

だい じょう ふじつ しんせい た ふせい しゅたん ほご う また たにん う
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある

ときは、ほごひ しべん とどうふけんまた しちょうそん ちょう ひよう ぜんぶまた いちぶ もの
保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者か

ら ちょうしゅう ちょうしゅう がく ぶん じょう え がくい か きんがく ちょうしゅう
徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する
ことができる。